

【解説文】

尾道町定めのこと

尾道町中定之事

一月行事渡し申時、則年寄衆五人并に

十二組之衆算用を聞、うら判あるへき事

但、月行事衆他出いたし、或は煩共御座候共、

残衆としてきもいり可申候事

一算用在之時、不罷出衆在之候ハ、銀拾匁出し

可申候、則御公儀入目ニ遣可申候

一屋地子之内かち・番匠・たゞミさし引残而

物成究可申候事

一御公役大分かゝり申時ハ、惣寄相にて調

可申候、若老人も不罷出もの候ハ、くわたい

として銀式拾目出し可申候事

一夜番かたく家なミにいたし可申候事

一御公儀、御年寄衆より被仰出候儀、無由

断きもいり可仕事

一明屋敷付立、うら屋に居申候ものをよひ出し、

家つくらせ可申候事

右七ヶ条各衆儀にて相定申所如件

元和貳年三月廿七日	やげや	調心判
あまかさきや	同	久蔵
孫兵へ	長二郎	多ひすや
をか山や	しふや	吉左衛門
善四郎	与兵へ	大はち
いよや	はつうり	善右衛門
源大郎	四郎右衛門	なかへ
世次	大入	孫七郎
五郎へもん	清三郎	あかや
なかへくら	ゆひたや	弥三右衛門
二郎へもん	助四郎	ひろしまや
いもしや	しふ一	善左衛門
九郎へもん	助九郎	かめ川
こたま	山村	清右衛門
二郎左衛門	久左衛門	かなや
山や	同	又左衛門
浄慶	孫へもん	馬をい
こんや	すみや	助市
助九郎	与左衛門	いつみや
かな山	たしまや	七郎右衛門
仁へもん	四郎へもん	

しやうりう
五郎へもん
くすりや
助二郎
いわしや
二郎へもん

いつみや
けんせう判
秋田や
藤左衛門判
かさをかや
少左衛門判
きと
助兵へ判
こたま
惣右衛門判

事成や	与四郎	同	新蔵
はいや	二郎右衛門	米や	久三
うつほや	少二郎	七十	又右衛門
うわしや	道味	なかへ	又三郎
かなや	又七郎	すみや	新左衛門
くるまや	宗二郎	ミその上	与三右衛門
うつほや	大郎へもん	くるまや	次右衛門
同	惣大郎	かしまや	源右衛門
いもしや	市右衛門	くるまや	又三郎
こんや	善左衛門	ひろしまや	源右衛門
あかや	助二郎	同	宗四郎
小七や	少兵へ	すみや	弥左衛門
すみや	善右衛門	米や	次郎兵へ

泉屋庄右衛門・庄屋五郎兵衛書状

尚々、其元よりノ加子

御下シ有間敷候

以上

態此者進候、然著

加子五拾式人御用ニ

付、昨日其元へ御

ふれ状被遣候由被仰

候間、色々御理り申

候へ者、加子御急用ニ

御座候ニ付爰元ニ而

御やとい被成可被下

之由被仰候間、川崎

喜大夫様へ御理り申、

飯米かり、加子五十

式人分今日相渡し

申候、其元よりハ加子

御越被成間敷候、為

其此もの戻し申候、

加子賃銀急キ

しわくや五郎兵衛方へ

御越可被成候

一昨日四日ニ無事ニ此

地へ参着申候、則

銀判銀二仕、今日

上ケ申分ニ御座候

一御借銀七拾貫目

分ハ上ケ申様ニ出羽様

被仰候間、其御心得

可被成候、恐惶謹言

十一月五日
庄右衛門 (花押)

かさおかや
少左衛門様

庄や
五郎右衛門 (花押)

いっみや
彦右衛門様

しふや
市右衛門様

加子賃・飯米代請取書

うけ取申銀子之事

合区貳式匁なり

右者 但馬守様御下向之時御迎二年寄衆

御出候時、三拾五石舟ニかこ八人のせ申候て、八月

六日ニいと崎まで参、いとさきよりもどり、

あふとまで参候て、七日之日戻り申候、二百分

舟かこちん、飯米共ニ請取申所如件

元わ五年八月七日
荒神堂
惣 七 (花押)

与兵へ殿

彦右衛門殿

清三郎殿

助九郎殿

久三郎殿

【読み下し文】

尾道町定めのこと

尾道町中定めのこと

- 一月行事渡し申す時、則ち年寄衆五人並びに
- 十二組の衆算用を聞き、裏判あるべき事
- 但し、月行事衆他出いたし、或いは煩いともいざの候とも
- 残り衆として肝煎(きもいり)申すべく候事
- 一算用これある時、罷り出さる衆これあり候らわば、銀十匁出し申すべく候、則ち御公儀入り目に遣わし申すべく候
- 一屋地子の内鍛冶・番匠・豊刺し引き残して
- 物成究め申すべく候事
- 一御公役大分掛かり申す時ハ、惣寄相にて調(ととの)え申すべく候、もし一人も罷り出さる者候らわば、過怠(かたい)として銀二十目出し申すべく候事
- 一夜番堅く家並みにいたし申すべく候事
- 一御公儀、御年寄衆より仰せ出され候儀、油断なく肝煎(きもいり)仕るべき事
- 一明き屋敷付け立て、裏屋に居り申し候者を呼び出し、家作らせ申すべく候事

右七ヶ条おのおの衆儀(議)にて相定め申す所くだんの如し

元和二年三月二十七日	やげや	調心判
あまかさきや	すみや	同
孫兵衛	長三郎	久藏
をか山や	しふや	ゑひすや
善四郎	与兵衛	吉左衛門
いよや	はつうり	大はち
源大郎	四郎右衛門	善右衛門
世次	大入	なかへ
五郎右衛門	清三郎	孫七郎
なかへくら	ゆひたや	あかや
二郎右衛門	助四郎	弥三右衛門
いもしや	しふ一	ひろしまや
九郎右衛門	助九郎	善左衛門
こたま	山村	かめ川
二郎左衛門	久左衛門	清右衛門
山や	同	かなや
浄慶	孫右衛門	又左衛門
こんや	すみや	馬をい
助九郎	与左衛門	助市
かな山	たしまや	いつみや
仁右衛門	四郎右衛門	七郎右衛門

しやうりう
五郎右衛門
くすりや
助二郎
いわしや
二郎右衛門

事成や
与四郎
はいや
二郎右衛門
うつほや
少二郎
うわしや
道味

同
新蔵
米や
久三
七十
又右衛門
なかへ
又三郎

いつみや
けんせう判
秋田や
藤左衛門判
かさをかや
少左衛門判
きと
助兵衛判
こたま
惣右衛門判

かなや
又七郎
くるまや
宗二郎
うつほや
大郎右衛門
同
惣大郎
いもしや
市右衛門
こんや
善左衛門
あかや
助二郎
小七や
少兵衛
すみや
善右衛門

くろまや
又七郎
新左衛門
ミその上
与三右衛門
くるまや
次右衛門
かしまや
源右衛門
くるまや
又三郎
ひろしまや
源右衛門
同
宗四郎
すみや
弥左衛門
米や
次郎兵衛

泉屋庄右衛門・庄屋五郎兵衛書状

なおなお、そこもとよりの加子
お下しあるまじく候、

以上

わざわざこの者まいらせ候、然れば
加子五十二人御用に
付き、昨日そこもとへ御
触れ状遣わされ候由仰せられ
候あいだ、色々おことわり申し
候らえば、加子御急用に
ござ候に付き、そこもとにて
お雇いなられ下さるべき
の由仰せられ候あいだ、川崎
喜大夫様へおことわり申し、
飯米借り、加子五十
二人分今日相渡し
申し候、そこもとよりは加子

お越し成られまじく候、

そのためこの者戻し申し候、

加子賃銀急ぎ

塩飽屋五郎兵衛方へ

お越し成らるべく候

一 昨日四日に無事にこの

地へ参着申し候、則ち

銀判銀に仕り、今日

上げ申す分にござ候

一 御借銀七十貫目

分は上げ申すように出羽様

仰せられ候あいだ、そのお心得

成らるべく候、恐惶謹言

十一月五日 いっしんげ 庄右衛門 (花押)

かさおかや 少左衛門様 庄や

五郎右衛門 (花押)

いっしんげ 彦右衛門様

しふや 市右衛門様

請取り申す銀子の事

合十二匁也

右は但馬守様御下向の時お迎えに年寄衆 (浅野長晟)

お出で候時、三十五石舟に加子八人乗せ申し候て、八月

六日に糸崎迄参り、糸崎より戻り、 (糸崎)

阿伏兔迄参り候て、七日之日戻り申し候、二日分

舟加子賃、飯米共に請取り申す所くだんの如し

元和五年八月七日 荒神堂 惣 七 (花押)

与兵へ殿

彦右衛門殿

清三郎殿

助九郎殿

久三郎殿